

# 自動車運転者の労働時間等に係る 実態調査について

# 改善基準告示の見直しについて

- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた<sup>(※1)</sup>ところ。<sup>(※1)</sup>平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催 (計9回)
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票(案)について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票(案)について
- ・ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論  
(令和4年12月までに、改善基準告示改正)
- ・ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

## 実態調査検討会

- ・ハイヤー・タクシー  
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
- ・トラック  
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
- ・バス  
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

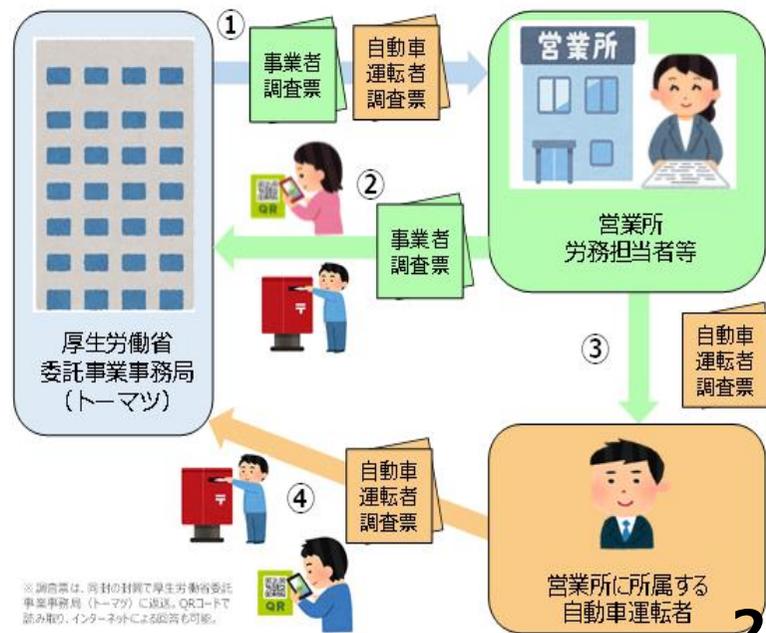
## 実態調査の実施

- ・令和2年10月～12月頃まで

- ・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
- ・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所(うち、一般路線200、高速80)、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人(うち、一般路線800、高速320)、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票<sup>(※2)</sup>、<sup>(※3)</sup>を送付する。  
(※2) 事業者調査票と自動車運転者調査票、(※3) バスについては、本社労務担当者へ調査票を送付
  - ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載<sup>(※4)</sup>の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。(※4) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
  - ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を手交し、記載を依頼する。
  - ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載<sup>(※5)</sup>し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。(※6)
- (※5) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能。(※6) ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施



### 3 通信調査（書面）の調査項目（案）の概要について ②

#### トラック

#### 事業者調査

##### I 営業所の概要

営業所の所在地、主たる事業内容、最も取引額が多い発荷主の業種、従業員数及び自動車運転者数、保有する車両の内訳と台数、運行種別の割合（長距離、ルート配送等）、運行管理に従事する者の数、「働きやすい職場認証制度」の申請の有無、運行管理者一人当たり管理を担当する自動車運転者数、Gマーク認定の有無、労働組合の有無、36協定の締結状況、協定に基づく1箇月の拘束時間の延長状況

##### II 自動車運転者の拘束時間等

1日の拘束時間、1箇月の拘束時間、1年間の拘束時間、最長の連続運転時間、1運行の運転時間、1日の時間外労働時間、1日の休憩時間、1日の拘束時間が15時間を超えた回数、法定休日労働の回数

##### III 改善基準告示の特例等の利用状況

特例の利用状況（休息期間分割・2人乗務・隔日勤務・フェリー乗船の状況）、緊急輸送等の適用除外業務の状況

##### IV 改善基準告示の内容

現行の改善基準告示の基準について問題があると感じる項目（及び適切と思う時間と理由）

##### V その他

改善基準告示を遵守する上での課題、荷主から理解を得るために行っている取組や工夫、現在の同告示の内容及び改定についての意見等

#### 自動車運転者調査

##### I 自動車運転者自身のこと

性別、年齢、雇用形態、勤務先での勤続年数、自動車運転者としての経験年数、乗車している車種（大型、中型等）、勤務体系（長距離、ルート配送等）、勤務シフト、勤務時間帯、労働組合への加入の有無、年収

##### II 疲労度に影響のある事項

運転業務の疲労度に影響のある事項、車両性能の向上が疲労度に及ぼす影響

##### III 休息期間の過ごし方

最も忙しかった日の休息期間とその内訳

##### IV 改善基準告示に対する認識

改善基準告示の各基準の認識

##### V 自身の拘束時間等の状況及び改善基準告示の内容

繁忙期における1日の最長の拘束時間、1箇月の拘束時間、最長の連続運転時間、現在の改善基準告示について問題があると感じる項目（及び適切と思う時間と理由）、同告示の規制が働き方に及ぼす影響、収入と長時間労働の関係性

##### VI その他の事項

自動車運転者を続けるために必要な要因、事業主による改善基準告示の遵守を意識した運行計画の作成の有無、荷主の協力、同告示の規制を強めたほうが良いと考える項目、拘束時間短縮や休息期間が長くなることによる利点、現在の同告示の内容及び改定についての意見

## 厚生労働省委託事業

### 「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(トラック事業者調査) ご協力をお願い

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

#### 1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は長時間労働の実態にあり、今般、過労死の発生を防止する観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)」の見直しに向けた検討を行うことになりました。
- ・ この調査結果は、見直しに向けた議論の資料 (※) となりますので、ご多用の折に恐れ入りますが、この調査にご回答いただけますようお願いいたします。  
(※) 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会 (以下、「専門委員会」という) の資料
- ・ なお、この調査は、専門委員会の議論を踏まえつつ、すべての都道府県から無作為に選定したトラック事業者を対象に、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施致します。
- ・ ご回答内容は、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはございません。企業名やご回答者様が特定される形で公表されることもございませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。また、ご回答内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理致します。

本調査にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 2. 回答にあたって

##### (1) 調査概要及び実施方法

- ・ 本調査は営業所を単位として行っており、企業の中に複数の営業所がある場合には、車両数の最も多い営業所を対象にしています。すべての質問に対して、「営業所」における実態について記入してください。
- ・ 調査票は、運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者等、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方 (以下「労務担当者等」という) が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。なお、このページは切り離さずにそのまま返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下の QR コード、もしくは URL より回答ページにアクセスいただき、下記の ID を入力してください。

回答ページログイン用の ID : XXXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

##### (2) 提出期限

2020年11月30日(月)

(インターネット上で回答する場合も上記期日までに回答ください)

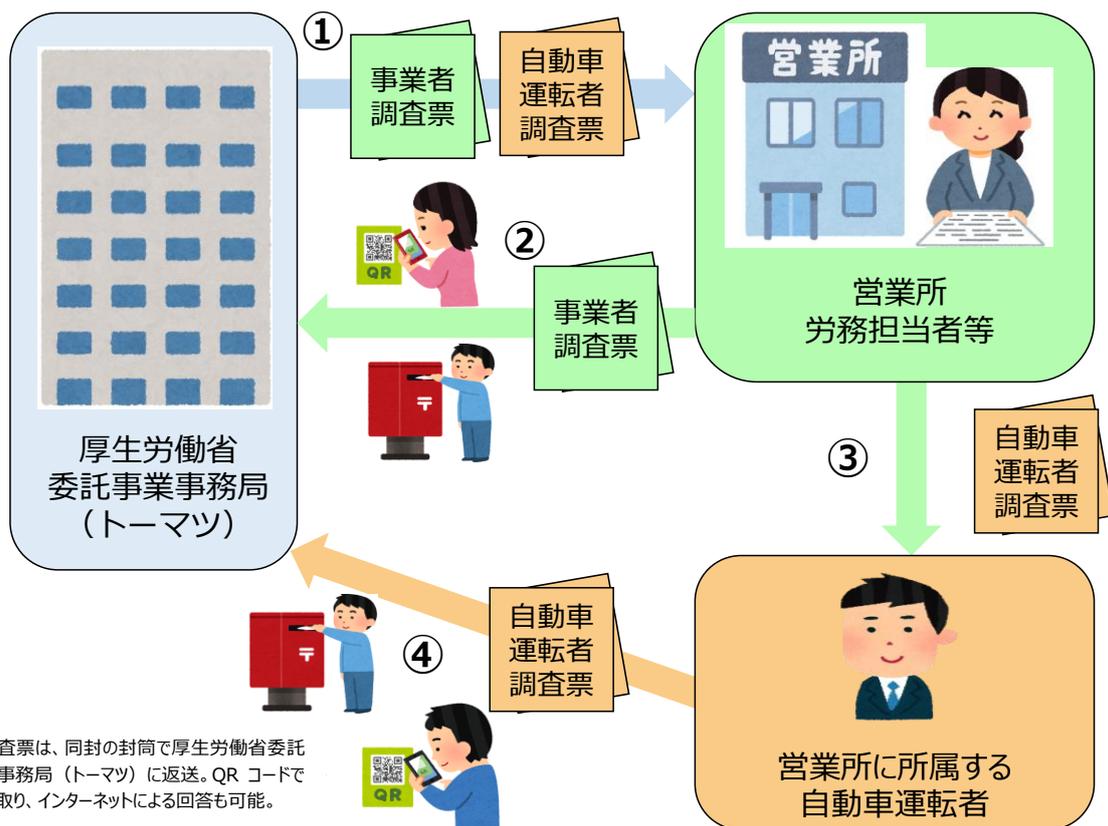
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

電話 : ●●●●●● (平日 : 10時~17時)

Eメール : ●●●●●●@tohatsu.co.jp

### (3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、営業所の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付します。※「自動車運転者調査票」は返信用封筒とともに一人分ずつ封入しています。

#### 【事業者が行うこと】

- ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。
- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼してください。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【留意事項】

- 「自動車運転者調査票」は、貴営業所に所属する次の自動車運転者（最大6名）にお渡しください。なお、定数に満たない場合は、貴営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡しください。

2019年の通常期において「1ヶ月の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者3名」と  
2019年の繁忙期において「1ヶ月の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者3名」に  
該当する自動車運転者※

※ 通常期、繁忙期の考え方については、下記（4）を参考にしてください。

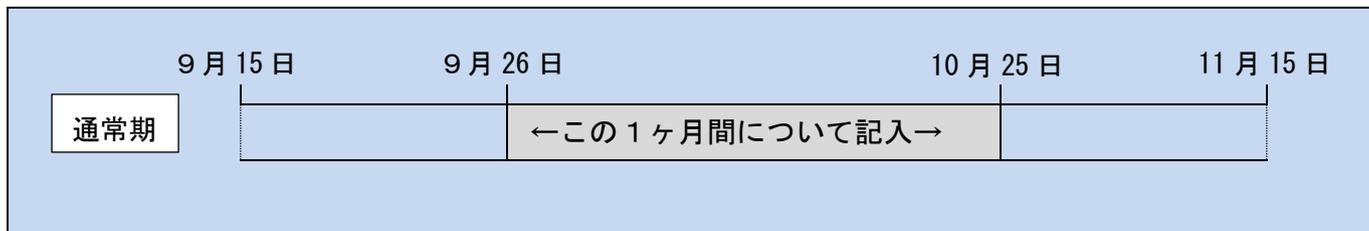
- 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者からトーマツに直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、貴営業所で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡しください。
- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは所属先の営業所の労務担当者等に連絡させていただきます。

#### (4) 通常期や繁忙期の考え方について

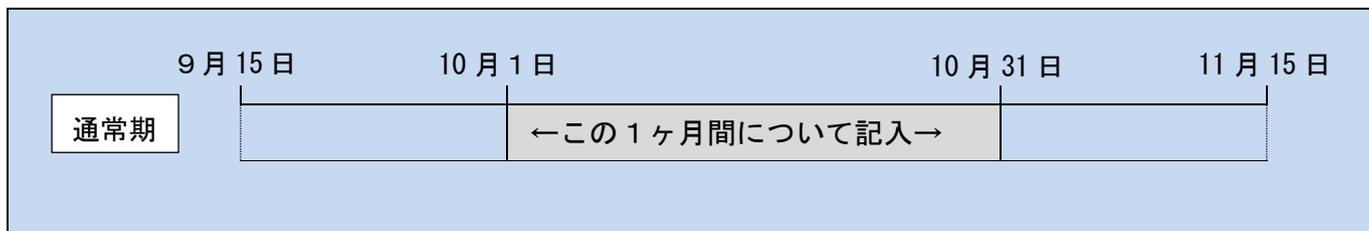
- 事業者調査票の「問2」において、2019年の「通常期」や「繁忙期」の状況について尋ねる質問があります。「通常期」と「繁忙期」は下の枠内に示す考え方を参照いただき、貴営業所で決定してください。

**「通常期」:** 2019年1月から12月までにおいて、平均的な業務量である月  
 ※次の①②のうち、計算しやすい方法で回答してください：

- ① 通常期である月前月の、給与締め日の翌日から次の給与締め日まで  
 【例】通常期が10月であり、給与の締め日が25日の場合

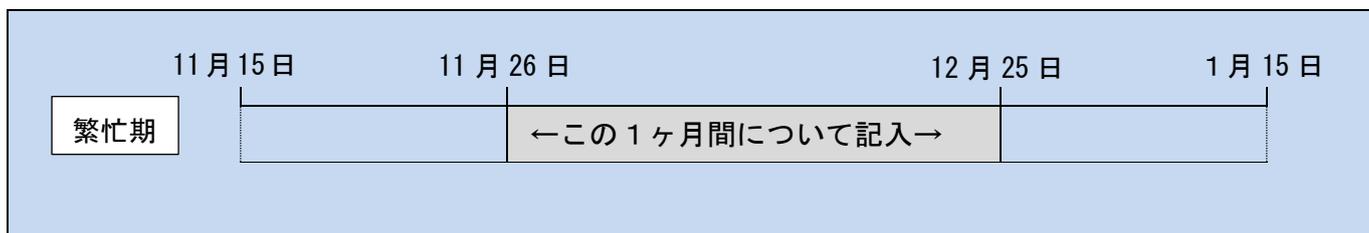


- ② 通常期である月の1日から月末まで  
 【例】通常期が10月の場合

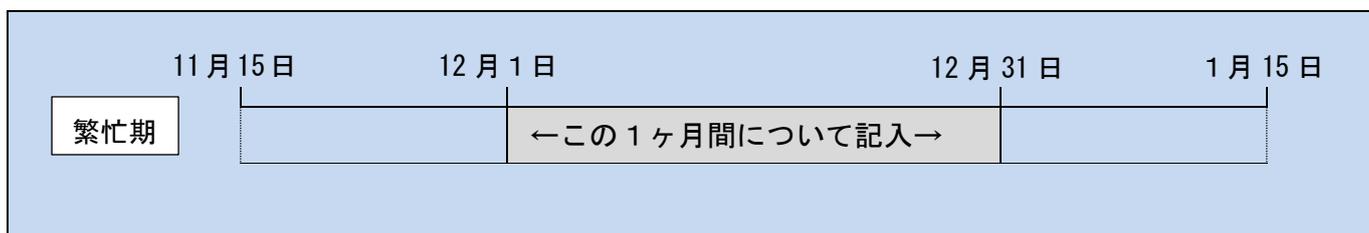


**(繁忙期)** 2019年1月から12月までにおいて、最も業務量の多いと思われる日が含まれる月  
 ※次の①②のうち、計算しやすい方法で回答してください：

- ① 繁忙期である月前月の、給与締め日の翌日から次の給与締め日まで  
 【例】繁忙期が12月であり、給与の締め日が25日の場合



- ② 繁忙期である月の1日から月末まで  
 【例】繁忙期が12月の場合



### 3. 記入時の注意事項について

#### ①選択肢式の質問

(2) 主たる事業内容※ (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 一般貨物自動車運送業 (特)
2. 特別積合せ貨物運送業
3. 特定貨物自動車運送業
4. その他 (具体的に:

「あてはまるもの一つに○をしてください」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○をしてください」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。

#### ②記入欄に数字を記入する質問

(4) 従業員数及び自動車運転者数※

① 営業所全体の従業員数

		1	5	人
--	--	---	---	---

② (上記①のうち) 自動車運転者数

			7	人
--	--	--	---	---

記入欄に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。  
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

#### ③表組の質問

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例※<sup>1</sup>について、2019年1～12月における貴営業所での利用状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

特例	あった	なかった
(1) 休息期間分割の特例※ <sup>2</sup> が適用される運行	<input checked="" type="radio"/> 1	2
(2) 2人乗務の特例※ <sup>3</sup> が適用される運行	1	<input checked="" type="radio"/> 2
(3) 隔日勤務の特例※ <sup>4</sup> が適用される運行	1	<input checked="" type="radio"/> 2
(4) フェリー乗船の特例※ <sup>5</sup> が適用される運行	1	<input checked="" type="radio"/> 2

項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。

#### ④選択肢の横に記入欄のある質問

問5-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「13時間以内」が基本とされていること

(適切と思う時間:  時間)

② 延長する場合「16時間」が限度であること

(適切と思う時間:  時間  分)

3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること

(適切と思う回数:  回)

4. その他 ( )

あてはまるものに○を付けた上で、記入欄に具体的な数字を記入してください。

#### ⑤自由記述式の質問

問7 改善基準告示について、荷主から理解を得るために行っている取組や工夫はありますか。取組の結果として、どのような変化(成果)があったかについてもご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

#### 参考：ヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への通信調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から営業所の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対してヒアリングを行いたい旨を連絡します。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に連絡先を確認した上でヒアリング対象者に対して直接連絡し、ヒアリングの日時を調整します。
- ・ ヒアリングについては、原則、電話で実施予定ですが、対象者の都合に応じて Skype、テレビ会議等を使用します。